

第3期
庄原市行政経営改革大綱
(素案)



令和8年5月 第5回審議会
庄原市総務部行政経営改革課

I 基本的事項

1 趣旨

「行政経営改革」は、行政機関が経費の縮減や効率的なサービスの提供などを目的として取り組む制度改革・事務改善に、民間企業が有する「経営の視点」を加えたものです。

これは、財政健全化や合理化のみを目的とするものではなく、限られた資源の中で市民と行政が意識・情報を共有し、地域課題の解決を図り、「市民満足度の向上」に資することを目指すものです。

本大綱は、この「行政経営改革」に関する基本計画となります。

本市では、平成18年3月に第1期行政経営改革大綱（平成17～21年度）を、また、合併特例措置の段階的削減による普通交付税の減額が目前に迫った平成26年度には第2期行政経営改革大綱（平成26～令和2年度）を策定し、経費縮減・事務改善・健全な行政運営に継続して取り組んできました。

しかしながら、今後さらに進行が予測される人口減少に伴い、行政課題はより複雑多様化することが見込まれます。

このため、安定した行政運営を行うためには、最適な行政組織のあり方、適正な職員数の確保、住民自治組織との連携のあり方等について、従来の延長線上にとどまらない、新たな視点・発想に基づく抜本的な改革を行う必要があります。

こうした行政経営の刷新により、変化の大きい時代においても、本市に暮らす全ての人が、「安心な暮らし」に満たされる“まちづくり”の基盤づくりを実行します。

以上を踏まえ、行政経営改革の背景・目標・必要性・取り組みの方向性を明文化し、市民と行政が共通認識のもとで改革を実行できるよう、「第3期庄原市行政経営改革大綱」を策定するものです。

2 基本方針

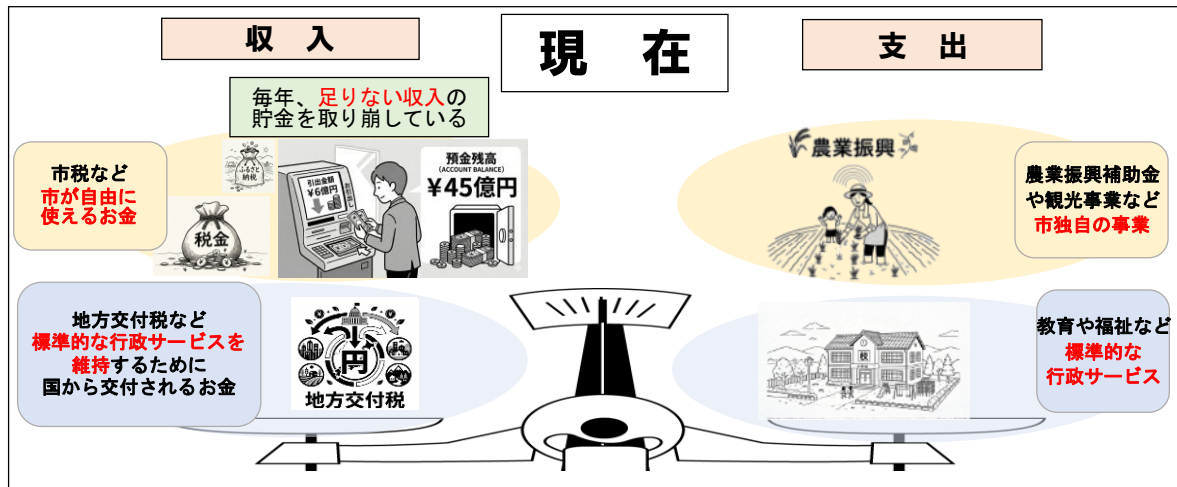
地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

この趣旨を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

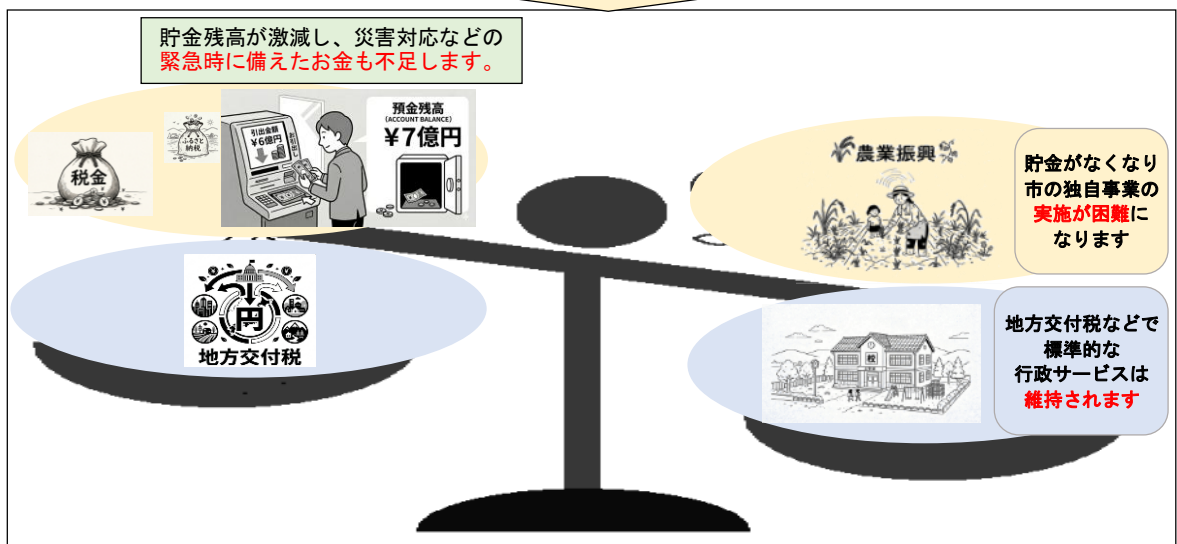
- (1) 同じ行政サービスであればコストを削減し、同じコストであれば行政サービスの向上を図ります。
- (2) 限りある資源(人材・財源・資産等)を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を発揮します。

～ 行政経営改革とは ～

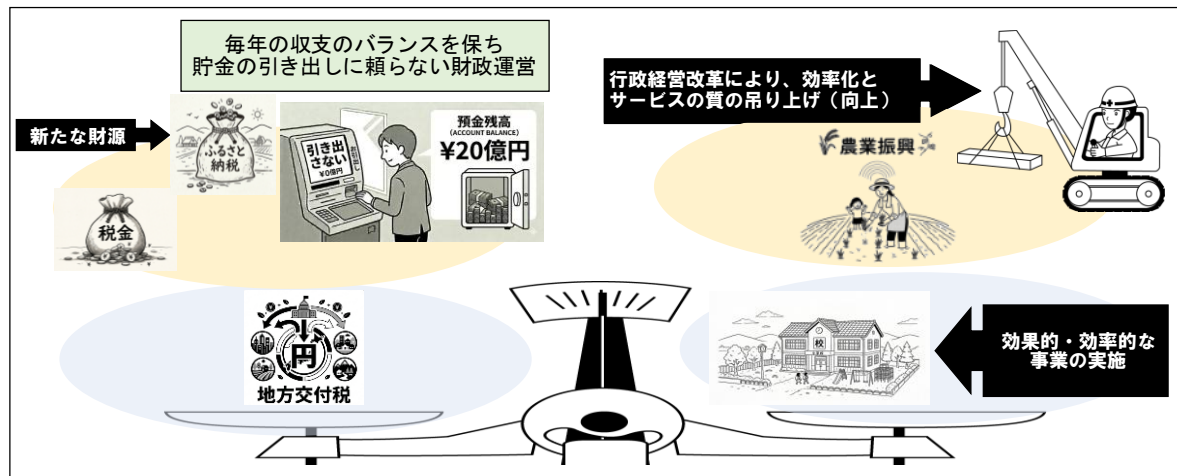
現在、庄原市は、毎年、**不足するお金を「貯金を取り崩して」**やり繰りしています。
 このままでは、災害など緊急のために蓄えている**重要な貯金もなくなってしまいます。**
 そのため、今のうちに「効果的な事業への見直し」や「公共施設の統廃合」、「補助金の見直し」、「支所機能の見直し」、「ふるさと納税の確保」などの改革に取り組み、**将来にわたり安定的な行政運営を行い、安心な暮らしが充実する庄原市のまちづくりを進めます。**



このままでは・・・



今のうちに**改革**をして



3 第3期大綱の視点

- (1) 従来の枠組みにとらわれない、新たな視点・発想に基づく、抜本的な経営改革を実行します。
- (2) 引き続き、「庄原市まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりを推進します。
- (3) 経済変動や社会構造の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政基盤を確立します。
- (4) 「共創のまちづくりの推進」や「市の一体感の醸成」を図り、限られた資源を有効に活用し、市の「一体的な発展」を目指します。

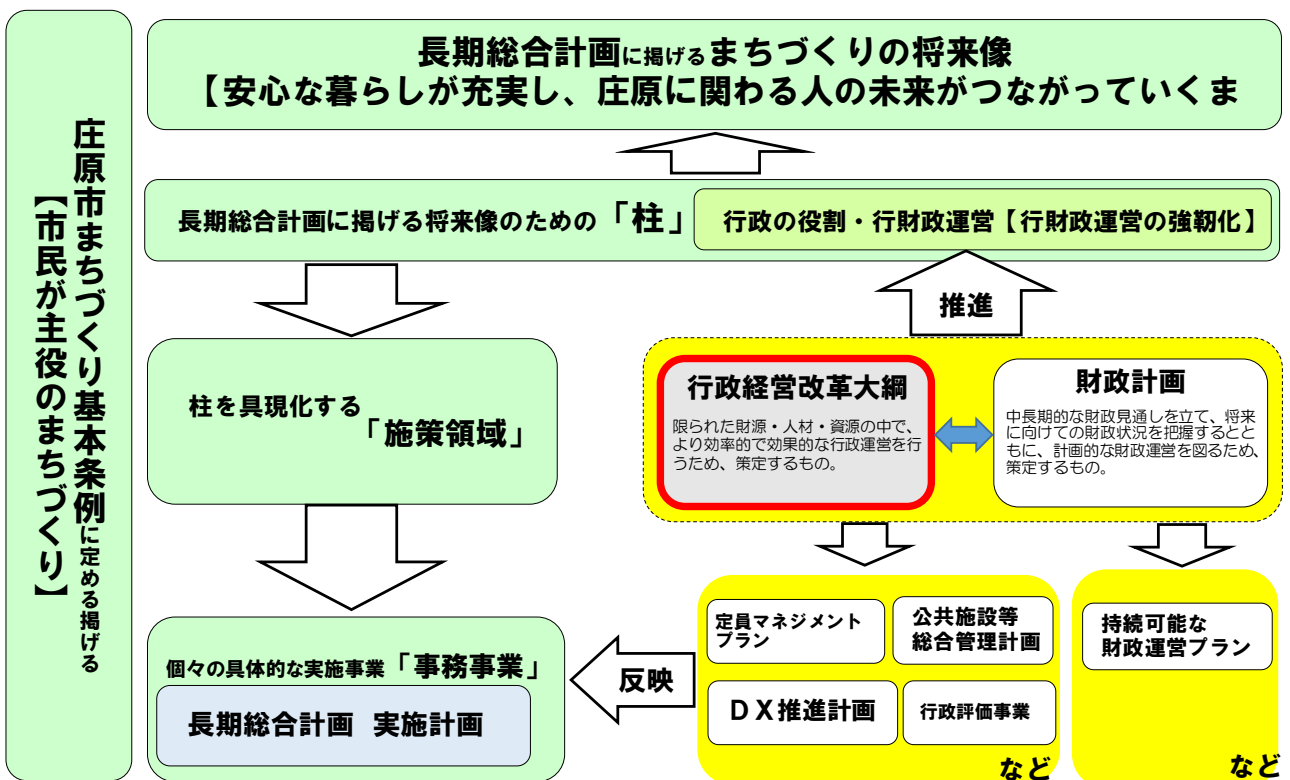
※共創：複数の主体(個人・団体)が目標や課題を共有し、対話・協働を通じ、知恵とノウハウを結集して、単独では生み出せない新たな価値や成果を「共に創り出す」ことです。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(第3期庄原市長期総合計画(10年間)の計画期間の前期)

5 本市の行政経営改革大綱の位置付け



大項目：2 多様な主体との連携

中項目：①自治振興区との協働のあり方の再整理

中項目の目標像：庄原市まちづくり基本条例に規定する「市民が主役のまちづくり」を実現する。

所管課：地域共創課

1 現状及び課題

合併当初 88 の自治振興区が設立され、その後、22 自治振興区に再編され、「市民が主役のまちづくり」実現のための住民自治に取り組む組織体制が整いました。

これにより、コミュニティ推進をはじめ、地域交通・福祉・防災防犯など、多岐にわたる分野において主体的な活動が進められてきました。

一方で、県内他市と比較して多額の運営費・活動費を交付し、自治振興区の自主独立性を重んじ、自発的な地域振興活動を支援してきましたが、自治振興区の規模や取り組みに大きな差異が生じています。

今後、人口減少等で経営資源が制約される中で、本市のまちづくりにおける地域コミュニティの必要性・重要性はさらに高まることを踏まえたうえで、住民自治組織と行政の役割分担や組織のあり方などについて、検討する必要があります。

また、令和 7 年 3 月の庄原市議会企画建設常任委員会の所管事務調査報告書においても「交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。」との報告がされており、今後、他市の事例も研究する中で、交付金のあり方とチェック体制を検討する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 将来像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|---------------------------|---------------------------------------|---|--|
| ①役割を再整理 | 本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載 | 受託的事業(指定管理・生涯学習事業等)、公的事業(防災防犯等)、任意事業(地域行事等)、自治会支援事業等に業務を仕訳する。 ・受託的事業：市が事業実施内容を示す。 ・公的事業：市が事業の方向性を示し、必要な要請を行う。 ・任意事業：市が必要に応じて助言・支援を行う。 | 自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容を踏まえて、総合的に判断する。 |
| ②適正規模での運営支援 | | (1)将来的な人口推計を踏まえ活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏を勘案する中で、活動を行うために必要な適正規模確保に向けた自治振興区の再編の取り組みを支援する。 (2)共同事務、事務職員の複数自治振興区を兼職できるような制度等を検討する。 | |
| ③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保 | | (1)組織の継続性、信用性を確保するため認可地縁団体等の法人化又は指定地域共同活動団体へ移行を促す。 (2)支所との連携による”地域のハブ機能”の強化 (3)自治振興区の定義を定めるよう検討する。 (4)組織運営や各種事業への地域住民の参画促進 (5)決定プロセスの明確化と地域住民への積極的な情報提供 | |

| 小項目 | 将来像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|----------|---------------------------------------|---|--|
| ④交付金の見直し | 本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載 | (1) 自立的で効果的な地域づくり事業を推進するため交付金制度をゼロベースで抜本的な見直しを行う。 (2) 運営費及び各事業に要する経費について、公費で措置すべき割合、会費などの自主財源で賄う割合を整理 (3) 公費である前提のもと、自治振興区の自主性を尊重しつつも、市で一定の基準を設けるとともに、会計の透明性を確保 (4) 人件費については、適正な賃金体系が確保できるような手法を検討 | 自治振興区連合会理事會構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会の内容を踏まえて、総合的に判断する。 |
| ⑤交流活動の促進 | | (1) 旧市町の枠を超えた連携による活動の促進 ・旧市町横断課題対応型（広域見守り、買い物支援、共同イベント、周遊観光など）の交付金の新設を検討 | |

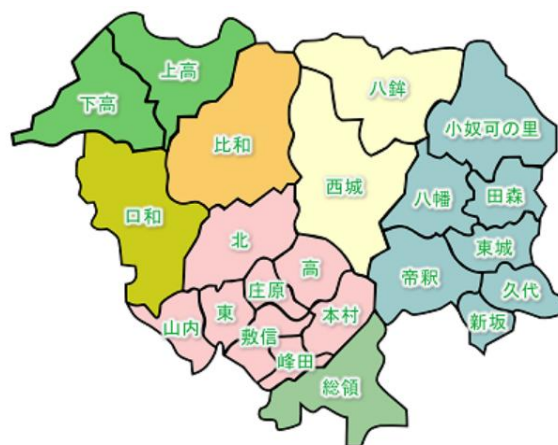
3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第6条第3項：

| |
|---|
| (市民の責務と役割) |
| 第6条 第1項及び第2項 略 |
| 3 住民自治組織は、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。 |

(1) 自治振興区の現状

| 地域名 | 自治振興区数 |
|-----|--------|
| 庄原 | 8 |
| 西城 | 2 |
| 東城 | 7 |
| 口和 | 1 |
| 高野 | 2 |
| 比和 | 1 |
| 総領 | 1 |
| 合計 | 22 |



(2) 自治振興区の事業の例

- ①【定住】空き家バンク、移住希望者の相談、空き家活用セミナー 庄原暮らしお試し住宅運営
- ②【福祉】配食サービス、ふるさと応援会 健康マージャンサロン
- ③【防災】防災マップ、防災研修会、防災アプリ
- ④【情報発信】振興区の便りの発行、公式HP・SNSの活用
- ⑤【地域振興】都市との交流事業、交流イベント、スポーツ大会
- ⑥【生涯学習】人権学習会、夕涼み会、夏休みキッズわくわく教室、地域未来塾、文化教室

(3) 自治振興区の人口・法人格等 (法人格等の欄が空欄の場合は、「権利能力なき社団」を示す。)

| 自治振興区名 | 人口 | 法人格等 | 自治振興区名 | 人口 | 法人格等 |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 庄原 | 5,548 | | 八幡 | 641 | |
| 高 | 1,062 | | 田森 | 570 | |
| 本村 | 500 | | 東城 | 3,430 | |
| 峰田 | 514 | | 帝釈 | 359 | |
| 敷信 | 2,593 | 認可地縁団体 | 久代 | 331 | 認可地縁団体 |
| 東 | 3,619 | | 新坂 | 167 | |
| 山内 | 1,418 | | 口和 | 1,657 | |
| 北 | 1,090 | | 上高 | 928 | |
| 西城 | 2,454 | | 下高 | 490 | 認可地縁団体 |
| 八銚 | 366 | | 比和 | 1,070 | |
| 小奴可の里 | 922 | | 総領 | 1,062 | 一般社団法人 |

(4) 住民自治組織に対する県内市の支援 (令和7年度予算)

(単位：千円)

| | 市名 | 運営支援 | 活動・その他支援 | 計 | 一人当たり支援額 (円) |
|----|-------|---------|-----------|-----------|-----------------|
| 1 | 庄原市 | 257,467 | 81,601 | 339,068 | 11,012 |
| 2 | 三次市 | 200,817 | 22,104 | 222,921 | 4,687 |
| 3 | 江田島市 | 8,780 | 50,242 | 59,022 | 2,909 |
| 4 | 東広島市 | 185,737 | 117,107 | 302,844 | 1,591 |
| 5 | 安芸高田市 | 31,656 | 4,492 | 36,148 | 1,404 |
| 6 | 広島市 | 0 | 1,503,708 | 1,503,708 | 1,285 |
| 7 | 竹原市 | 12,732 | 9,699 | 22,431 | 1,004 |
| 8 | 大竹市 | 5,740 | 19,100 | 24,840 | 986 |
| 9 | 三原市 | 0 | 79,491 | 79,491 | 921 |
| 10 | 呉市 | 8,000 | 135,112 | 143,112 | 717 |
| 11 | 廿日市市 | 353 | 79,963 | 80,316 | 699 |
| 12 | 福山市 | 8,000 | 141,094 | 149,094 | 329 |
| 13 | 府中市 | 0 | 6,530 | 6,530 | 187 |

※尾道市は、未掲載

(5) 自治振興区関係の支出額(令和6年度決算額)

(単位:千円)

| 分類 | 支出内容 | 決算額 |
|-------------|----------------------|------------------|
| 交付金 | 自治振興交付金 | 113,928 |
| | 特別振興交付金 | 134,300 |
| 自治活動 | 自治振興区活動促進補助金 | 3,466 |
| | 庄原市自治振興区連合会 負担金 | 1,750 |
| | 地域マネージャー活用事業交付金 | 30,127 |
| | 地域おこし協力隊員支援事業 委託業務料 | 1,189 |
| | 自治振興区定住促進活動補助金 | 1,085 |
| コミュニティ推進 | コミュニティ助成事業 | 6,300 |
| | 集会施設借上助成金 | 216 |
| | 集会施設浄化槽維持管理補助金 | 773 |
| | 集会施設整備補助金 | 1,849 |
| 施設管理 | 自治振興センター指定管理料 | 53,218 |
| | 図書館分館管理業務委託 | 4,414 |
| | コミュニティセンター指定管理料 | 2,385 |
| | ふるさと村高暮指定管理料 | 2,099 |
| | 東城文化ホール指定管理料 | 12,323 |
| | しょうばら生活体験施設運営補助金 | 367 |
| | 庄原市ふれあいの里指定管理料 | 339 |
| | 高齢者活動センター指定管理料 | 903 |
| | 比和温泉あけぼの荘管理業務委託 | 6,686 |
| | ほたる見公園指定管理料 | 1,431 |
| | 防犯灯管理 | 西城市街地街路灯維持管理業務委託 |
| LED防犯灯設置補助金 | | 348 |
| 防災 | 自主防災組織活動補助金 | 1,766 |
| | 避難所開設謝金 | 110 |
| | 防災無線子局土地使用料 | 1 |
| | 消防施設整備補助金・負担金 | 113 |
| 生涯学習 | 生涯学習委託事業委託料 | 23,799 |
| 環境整備 | 施設・道路環境整備業務委託(草刈りなど) | 27,179 |
| | 除雪作業委託金 | 206 |
| | 道路河川清掃等業務実施報奨金 | 308 |
| | 環境対策補助金 | 1,200 |
| | 再生資源物回収報奨金 | 14 |
| | ごみ集積所設置補助金 | 200 |
| 定住対策等 | お試し留学農業体験受入に係る謝礼 | 15 |
| 子育て支援 | 放課後子ども教室事業委託金 | 18,035 |
| 高齢者福祉 | 地域デイホーム活動支援事業補助金 | 3,371 |
| | 敬老会事業補助金 | 6,697 |
| 地域振興 | 農林施設整備事業補助金 | 75 |
| | 有害鳥獣防除事業補助金 | 304 |
| | 観光地域づくり補助金(帝釈もみじまつり) | 300 |
| 交通対策 | 芸備線駅開業100周年記念行事実施補助金 | 100 |
| | 芸備線利用助成金 | 43 |
| | 公共交通空白地有償運送補助金 | 1,204 |
| | 市民タクシー運行事業 | 6,402 |
| | タクシー利用助成券 | 2 |
| | 福祉タクシー乗車券 | 42 |
| | 投票所機材等借上謝金 | 178 |
| | 合 計 | 471,504 |

(6) 各機関の課題認識

①庄原市自治振興区連合会

庄原市自治振興区連合会 組織検討方針(令和6年7月5日承認)

- (1) 人口が500人以下でかつ活動が困難となっている自治振興区、または組織再編の必要性を認識している自治振興区は、組織の見直しを協議する
- (2) 見直しを検討する組織の対象範囲は、旧市町の区域を越えないこととする
- (3) 組織の見直しを行う場合は、対象となる自治振興区だけでなく連絡協議会を構成する全ての自治振興区で検討する
- (4) 協議の結論は具体的に決定することとする（組織の見直しの有無、時期など）

②庄原市議会

令和7年第1回庄原市議会定例会所管事務調査報告書(企画建設常任委員会)

平成17年の合併により広大な市域を有することとなった本市で、市民と行政が力を合わせ、自治振興区を中心として市民が主役のまちづくりを進めてきた。

しかし近年、高齢化や人口減少が急速に進み、自治振興区や自治会の運営、活動に困難が生じ始めているとの声を聞く機会が増えている。

これまで市行政は、自治という観点から自主独立性を重んじ、自治振興区には自発的に地域課題の解決に向けた取り組みを期待してきた。結果、自治振興区間で地域課題への取り組み状況に大きな差が出てきている状況は否めない。

(略)

今後は地域課題への取り組み状況に応じ、事業交付金を加算し人件費も交付金に内包するなどの工夫により、地域課題の取り組みへの意欲増加、住民サービスの平準化へと繋がるよう、交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。

③自治振興区へのアンケート調査

令和4年度実施 県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業(西村和之教授)

地域が抱える根幹の課題は、我が国が直面している少子高齢化による人手不足であり、経済の落ち込みによるであろう予算を含めたリソースの減少・不足にたどり着き、直ちに、明快な答えが得られる案件では無い。と言う実情を再認識することになった。

しかしながら、アンケート調査により「生の声」を聴取して意見を整理した結果、以下の3点は指摘することができた。即ち、

- 1) 自治振興区とともに、自治会においても組織が担う役割の見直しと統廃合を含めた区割りの見直し・再編が不可避と判断される区や会が認められる。
- 2) 統廃合や区割り等の見直しに至らない区や会であっても、市と区の役割や区と会の役割と言った組織間の関係性と仕切りを明確にし、改めて住民個々人に対して正しい認識を付与する必要がある。
- 3) この二点を実現するために、速やかな協議と組み直しの実現が望まれる。

(7) 指定地域共同活動団体

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

- ▶ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕
- ⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

【施行期日】令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
- 地域の美化・清掃
- 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- 高齢者・子どもの見守り 等

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う
- 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

2. 指定の効果

- 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催
- ▶ 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- ▶ 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。

【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施
- ▶ 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。

『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- ▶ 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- ▶ このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

- ❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。
 - ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
 - ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- ① 地域運営組織の形成支援(ワークショップ開催等) → 特別交付税措置(※)
 - ② 地域運営組織の運営や事業活動(住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等)の支援 → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置(※)
- ※ 特別交付税措置(措置率0.5・財政力補正あり)

中項目:② 自治体間広域連携

中項目の目標像:広域的な「新たな戦略の実行」により、自律的・持続的な発展が図られる。

所管課:政策企画課・経営戦略課

1 現状及び課題

行政課題が複雑多様化する中で、庄原市単独では解決が難しくなっています。

そのため、まちづくり基本条例第16条第2項(注①)に定めるとおり、近隣自治体に限定することなく連携を行うことにより、地域の強みをいかしながら、大きな効果が期待できる事業に取り組み、効果的で効率的な「まちづくり」を推進していく必要があります。

また、情報通信技術の進歩や行政需要の変化、人材不足が深刻化して中で、事務実施主体の見直しなど、持続的な行政サービスを提供する体制を構築する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|------------------|------------------------------|---|---|
| ①国、県の制度に基づいた広域連携 | 資源の融通やスケールメリットを生かした効果的な事業が展開 | (1)広島広域都市圏構成市として連携を継続するとともに、その他の都市圏の情報収集及び加入の検討を行う。 (2)「広域リージョン連携」の形成状況について注視し、積極的な参画を検討する。 | |
| ②市町村間連携の推進 | 相互支援による地域の持続可能な発展施策が推進 | 課題に応じて、近隣自治体に限定することなく「連携協約締結」、「協議会設置」、「事務委託・共同化」等の最適な連携方法、連携先を検討 (1)歴史文化的、経済や道路、鉄道網など本市と結びつきが強い県境近接市町との包括連携 (2)観光・産業振興、定住施策の戦略的連携 (3)大規模災害時の被災者支援、職員相互支援 | |
| ③事務の再編・統合 | 事務実施主体の見直しによる持続可能な業務執行体制の構築 | 国の地方制度調査会の「市町村事務の再編・統合に向けた検討(仮称)」を踏まえた、事務実施主体の見直し (1)権限移譲事務の返上を含めた見直しの提案 (2)近隣市町村との広域連携(水平補完) (3)権限移譲事務等にかかる県市町連絡会での提案(垂直補完) (4)デジタル技術を活用した事務の共通化・効率化 | (4)広島県が東京都と締結したデジタル人材共同活用、システム共同調達等に関する「GovTech(ガブテック)東京」の施策への積極的な参画・利活用を検討 |

3 参考事項

注①:まちづくり基本条例第16条第2項:

| |
|---|
| (広域的な連携) 第16条 第1項 略 2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。 |
|---|

(1) 広域リージョン連携


- 石破総理の施政方針演説(令和7年1月24日)において、地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の5本の柱の1つとして「広域リージョン連携」の推進を表明。
- これを踏まえ、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開する枠組みを創設。総務省において、「広域リージョン連携」の進め方を示す「**広域リージョン連携推進要綱**」を制定・発出。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)


| | |
|------|---|
| 主体 | 複数都道府県の区域における 自治体と経済団体等の多様な主体 による構成体 |
| 対象事業 | 産業政策や観光振興など、 点から面に展開すべき複数のプロジェクト を実施 |
| 手続 | ① 構成団体が共同で広域リージョン連携宣言 を実施 ② 広域リージョン連携ビジョン を策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等に言及 |
| 国の支援 | 新しい地方経済・生活環境創生交付金 や 各府省の補助事業 等によるソフト事業の支援、 地域の要望を踏まえた規制の緩和等 を実施(関係府省と調整中)。 |

➡ 今後、各地域において「**広域リージョン連携宣言**」を行い、プロジェクト実施に向けた準備を開始。
広域リージョンのプロジェクトを推進するための**国の支援措置**については、引き続き各府省と調整。


<参考：都道府県域を超えた官民連携の事例>



○ 半導体産業の強化を目指し、九州地域の知事会、経済団体等の多様な主体が連携し、人材育成や技術開発、情報共有体制を整備する「**新生シリコンアイランド九州**」構想を推進(九州地域)



○ 関西広域連合と関西経済連合会が中心となり、関西の公設試験研究機関を核に様々な機関が連携し、企業の研究開発段階から事業化までを支援する**プラットフォーム**を構築(関西地域)



○ 地方公共団体と経済団体等が設立した協議会の下で、インバウンド誘致や高付加価値旅行者の誘客に向けた人材育成・コンテンツ開発等を実施(中国地域)

◆中国地方の連携

| 広域リージョンの名称 | 広域リージョン連携宣言日 | 広域リージョン連携ビジョン策定日 | 構成団体 | 取り組むことを想定する分野 |
|-------------------------|--------------|------------------|---|----------------|
| 1 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム | 令和7年9月3日 | — | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、一般社団法人中国経済連合会、鳥取県商工会議所連合会、島根県商工会議所連合会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、広島県商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会 | ・観光 ・産業振興 等 |

(2) 広域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

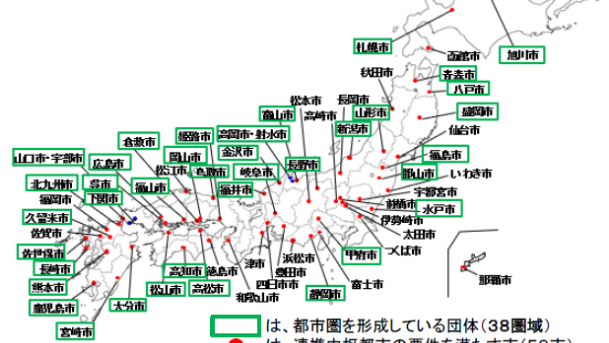
連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き



令和7年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:385)



【連携中枢都市圏とは】
地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

◆県内の連携中枢都市

- ① 広島広域都市圏 広島市【中心市】、三次市、庄原市ほか広島県、島根県、山口県内の33市町
- ② 備後圏域連携中枢都市圏 福山市【中心市】、三原市、尾道市ほか広島県、岡山県内の9市町
- ③ 広島中央地域連携都市圏 呉市【中心市】、竹原市、東広島市ほか広島県内の8市町

◆本市の状況

本市は、令和8年4月より広島都市圏へ加入しました。

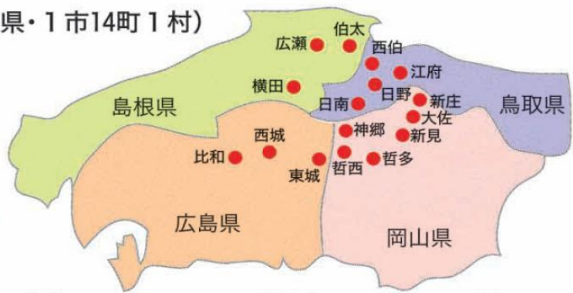
主な、連携事業は次のとおりです。

| ID | 事業内容 |
|-----|---|
| 19 | 広島広域都市圏における企業誘致活動の連携【PRパンフレット、情報交換等】 |
| 21 | 圏域特産品の販売促進事業【大都市圏での特産品の展示販売会等】 |
| 29 | 広島駅、広島バスセンター等での総合案内所・ブランドショップ(バスマチ等)の運営 |
| 43 | 救急相談センター【#7119】の運営 |
| 46 | 圏域内公共交通網の充実・強化(JR在来線等の利用促進・機能強化) |
| 50 | 広島修道大学・広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成【学外学習科目の体験実習】 |
| 60 | 一時預かり保育事業の広域利用 |
| 66 | “神楽”まち起こし協議会事業(協)【動画配信、イベント】 |
| 98 | 圏域内職員人事交流・研修事業(協)【相互派遣、研修、技術職員の補完】 |
| 101 | 広島広域都市圏に関する情報発信【元就。二百万一心！(情報テレビ番組)、SNS、広報紙】 |
| 121 | 事務の共同化・広域連携【専門性の高い事務の合同研修会開催、共同化に関する検討】 |

(3) 旧・中国山地県境市町村連絡協議会(県境サミット)

平成の大合併前の4県の1市14町1村で結成

| 市町村名 | | | 人口 | 高齢化率 |
|------------|----------------|-------------|----|------|
| 鳥取県 | | | | |
| 西伯町 | 8,366 | 23.0% | | |
| 日南町 | 7,382 | 33.4 | | |
| 日野町 | 4,921 | 29.4 | | |
| 江府町 | 4,316 | 28.3 | | |
| 島根県 | | | | |
| 広瀬町 | 9,613 | 26.9 | | |
| 伯太町 | 5,684 | 24.8 | | |
| 横田町 | 8,411 | 27.3 | | |
| 岡山県 | | | | |
| 新見市 | 25,513 | 24.5 | | |
| 新庄村 | 1,101 | 32.6 | | |
| 大佐町 | 4,153 | 26.8 | | |
| 神郷町 | 3,426 | 30.4 | | |
| 神郷町 | 2,677 | 29.7 | | |
| 哲多町 | 4,122 | 27.0 | | |
| 広島県 | | | | |
| 西城町 | 5,443 | 33.1 | | |
| 東城町 | 11,141 | 31.2 | | |
| 比和町 | 2,246 | 36.2 | | |
| 合計 | 108,515 | 26.8 | | |



関連する主な発電所

発電所名/俣野川発電所
(水力・中国電力)
所在地/鳥取県江府町、岡山県新庄村

発電所名/黒坂発電所
(水力・中国電力)
所在地/鳥取県日野町、鳥取県日南町

発電所名/新川平発電所
(水力・中国電力)
所在地/鳥取県江府町など

発電所名/新見発電所
(水力・岡山県)
所在地/岡山県新見市、岡山県哲多町

県境サミットホームページURL <http://www.emerald-c.net/>

エメラルドパスポート(右)とエメラルドひと紀行



割引サービス付観光ガイドブック。掲載されている約160の施設が10~50%割引になるほか、周辺の施設の優待も受けられる。観光情報も充実。代金は圏域地図(A3判)と圏域の名匠を紹介するミニ冊子「エメラルドひと紀行」が付録に付いて500円

中項目:③ 民間団体との連携

中項目の目標像:民間団体との連携による、共創の“まちづくり”を実現する。

所管課:経営戦略課

1 現状及び課題

近年、行政のみによる課題解決は、一層困難となっており、まちづくり基本条例第16条(注①)に定めるとおり、市内外の民間事業者や専門家等との連携による、「共創のまちづくり」を推進する必要がありますが、既に連携協定を締結している団体との実質的な連携が停滞している状況です。

また、専門的知見を有する人材は、都市部に集中している傾向にあり、地勢的に連携が難しいためDXを活用した対応を検討する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|--|-----------------------------------|--|---|
| ①郵便局との連携 | 令和8年度に郵便局と協議により、各連携事業の目標を定め、達成する。 | 市内各地域に有人のネットワークを有し、制度上も公的業務を受託可能である郵便局との連携を推進 (1)自治体窓口業務(安芸高田市など) (2)集落支援員業務(滋賀県大津市) (3)ライドシェアを活用した通学支援(北海道土幌町で実証実験) (4)自治振興区の職員が不在時の事務対応 | (3)交通事業者が対応可能な地域においては、交通事業者が実施することが本来である趣旨を踏まえて検討 |
| ②連携協定締結団体との連携強化と新たな包括連携 | 包括連携協定ごとに目標を定め、達成する。 | (1)包括連携協定団体との事業連携強化 ・二地域居住(広島みどり信用金庫) ・移動販売・地域見守り事業(生協ひろしま) ・学生との交流(県立広島大学、至学館大学)など (2)新たな包括連携協定の締結 ・行政課題を洗い出し、民間ノウハウの活用による効果的な対策を検討 ・協定締結前に連携による目標を設定し、連携項目の実効性を担保する。 | (2)新たな連携については、距離や法人格にとらわれず、ノウハウ等の有無を調査し、最適な連携主体を模索する。 |
| ③ノウハウを有する市内外の事業者・専門家(以下「専門家等」という。)との連携 | 令和8年度に連携する施策を洗い出し、連携事業数を決定 | (1)諮問機関へ専門家等の参画の拡大及び遠隔地のDXを活用した支援を活用 (2)総務省地域人材ネットの活用を検討 (3)副業・兼業人材を活用した人材の確保(岡山市) (4)県人会その他の本市に所縁のある団体と連携した人材の確保 | (1)リモート参加を可能とする諮問機関の拡大 |

3 参考事項

注①:まちづくり基本条例第16条

| |
|--|
| <p>(広域的な連携)</p> <p>第16条 各主体は、市内外の人々や団体と広く交流して連携を深め、得た情報、知識および経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。</p> |
|--|

(1) 郵便局との連携(自治体窓口業務・安芸高田市)

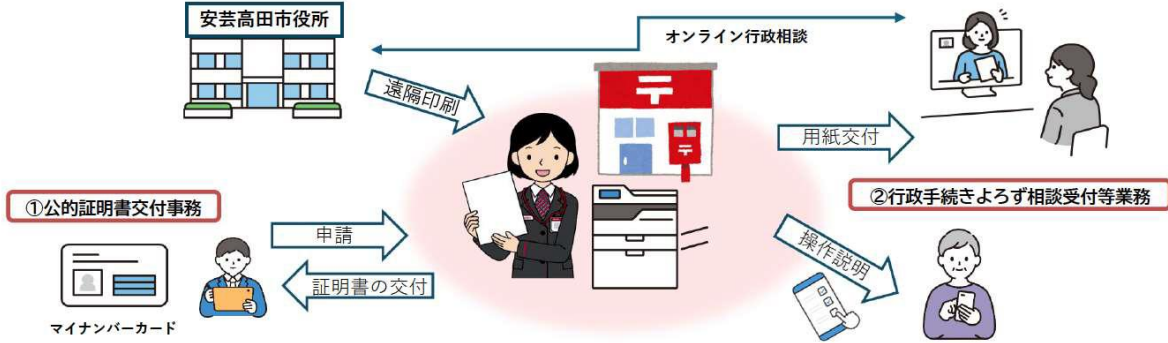
【地域課題】

人口減少に伴い自治体職員の定員適正化を進めているが、少ない職員でも多様化する住民ニーズに応じていくことが必要。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を展開しているが、高齢化率が高いため、サービスの利用困難な世代が増加。

【実証地域】広島県安芸高田市(可愛郵便局、吉田入江郵便局、丹比郵便局、八千代郵便局、刈田郵便局、横田郵便局、美土里本郷郵便局、生桑郵便局、北郵便局、高宮郵便局、来原郵便局、川根郵便局、甲田郵便局、小田郵便局、向原郵便局)

【実証期間】令和7年10月下旬～令和8年2月下旬

【実証内容】地域に身近な郵便局において、①らくらく証明書交付サービスによる公的証明書の交付、②タブレット等を用いた「行政手続よろず相談」を実施し、住民が身近な場所で行政相談や手続を行える体制を整備。市の5支所に限られていた取扱い・相談を、15郵便局で提供することで地域住民の利便性を高める。

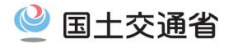


ポイント

- ✓ 郵便局での公的証明書交付やオンライン相談の実施により、市役所やコンビニに行きにくい住民も身近な場所で手続可能となり、行政サービスの利便性を向上。

(2) 郵便局との連携(ライドシェアの活用・北海道上士幌町)

自家用有償旅客運送の枠組みで物流事業者の配送車両を活用した貨客混載実証(北海道上士幌町)



| | | | | |
|----|--------------------------------|----------|---------------|--------------|
| 区分 | A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体) | 時間的空白の解消 | 他分野による交通事業の活用 | 宅配・物流 ×交通 |
|----|--------------------------------|----------|---------------|--------------|

対象地域

- 地域：北海道上士幌町
- 人口：4,778人
- 世帯数：2,350世帯
- 高齢化率：35.4%
- 面積：694.23km²

背景・お困りごと

- 高齢者や子どもを中心に、公共交通手段に限られるため、働き世代への負担や外出を控える傾向が確認された
- 上士幌町では「高齢者・免許返納者をはじめ、町民全員が安心して暮らし続けられる公共交通網の構築」を地域公共交通計画の課題として位置づけている
- 2020年にも貨客混載の実証を行ったが、無償ボランティア輸送だったことや運行回数が5回と少なかったこともあり、運行事業者のメリットが少なく事業実装には至らなかった

意思決定・実施主体

実施内容

郵便局の集配車の助手席に人を乗せて運ぶ、貨客混載の実証運行を実施

概要

- モード：自家用有償旅客運送による予約制オンデマンド交通(道路運送法第78条2号：公共RS)
- 予約方法：福祉バスで普段使用している、町が貸与するタブレットから予約
- 料金：片道1,000円
- 上士幌町内の市街地・農村部間を予約制のオンデマンド交通として区域運行を実施

重要ポイント

- 郵便局の「近隣の郵便ポストの取集作業」、「近隣住宅への荷物輸送」に利用客の送迎時間がマッチした際に貨客混載を実施
- 福祉バスのデマンド化の際に導入した既存の予約システムを活用することで、高齢者はスムーズにサービス利用が可能となった
- 運行事業者のビジネスとして成り立つ事業にするために、上士幌町が自家用有償制度を申請して、日本郵政に委託事業として運行委託する体制とし、委託料は日本郵政と協議して決定

運行実績・成果

- 運行期間：2024/10/1～2024/11/29
- 福祉バスが運行しない火・木・金の週3回運行
- 利用者数：44名(44運行)
- 平均乗合人数：1人/運行(助手席乗車、最大乗車数1名)

| | |
|----------|--|
| 収入 | 44,000円 (内訳 運賃収入:44,000円(片道1,000円)) |
| 支出 | 約726,000円 (配車システム構築、データ分析等) |
| ランニングコスト | 157,000円(例：運行経費等) |
| 損益 | ▲839,000円※(共創・MaaS実証プロジェクトを活用) |

成果

- 本事業実施前と比較して、利用者の外出機会が週当たり1～2回増加した
- 利用者から「外出意欲が高まった」との声が聞かれた
- 福祉バスの運行曜日以外でも移動したい高齢者の送り迎えをして欲しい、という家族の需要に応えることができた

今後の事業展開

＜今後の事業展開時の運行における根拠法令(予定) 道路運送法第78条2号：公共ライドシェア＞

- 本事業後には実証結果を踏まえて、上士幌郵便局と運行の継続・事業化に向けた協議を実施
- 協議の具体的な内容としては、事業実装可否や、実装を行う場合には運賃や運行ルート等の運行の詳細についての協議を想定

(3) 連携協定締結状況

| 締結の相手方・ 締結年月日 | 協定項目 | 主な連携実績 |
|-----------------------------------|---|---|
| 県立広島大学 (H18.3.29) | (1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること。 (2) 地域産業の振興と地域経済の発展に関する こと。 (3) 地域の保健福祉の向上に関すること。 (4) 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関する こと。 (5) 地域の環境政策の推進に関すること。 | 産学官連携事業など |
| 広島みどり信用金庫 (H27.4.13) | (1) 地域経済の活性化に関すること。 (2) 地域産業の振興に関すること。 (3) 観光交流の推進に関すること。 (4) 健康増進に関すること。 (5) 高齢者および障害者の支援に関すること。 (6) 子育て支援に関すること。 (7) 教育文化の振興に関すること。 (8) 災害時の支援に関すること。 (9) その他双方が合意した事項。 | 二地域居住など |
| 広島銀行 (H28.3.3) | (1) 起業支援及び雇用創出に関すること。 (2) 移住及び定住の促進並びに空き家対策支援に 関すること。 (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること。 (4) 安心安全な地域づくり及び地域連携に関する こと。 (5) その他、地方創生に関すること。 | ・ひろぎんホールディングス本店で 庄原ファンクラブイベント開催 など |
| 瀬戸内ブランドコーポレー ション (H31.4.22) | (1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光地域 づくりに関すること。 (2) 外国人観光客の誘致に関すること。 (3) 観光マーケティング・プロモーションに関す ること。 (4) 遊休施設等を活用した観光地域づくりに関 すること。 (5) その他、地域活性化に関すること。 | ・古民家を改修した一棟貸の宿の設置 運営（市内3か所） など |
| 庄原市内郵便局 (R3.12.6) | (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。 (2) 地域経済活性化に関すること。 (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。 (4) その他、地方創生に関すること。 | ・道路・河川等異常の情報提供 ・不法投棄の情報提供 ・特産品等の PR(フレーム切手等) ・防犯ステッカー など |

| 締結の相手方・ 締結年月日 | 協定項目 | 主な連携実績 |
|----------------------|--|---|
| 生協ひろしま (R3.12.27) | (1)安心して暮らせるまちづくり、日常生活支援 に関する事 (2)食育の推進に関する事 (3)災害時における生活関連物資供給等に関する 事 (4)地産地消の推進に関する事 (5)イベント活動支援に関する事 (6)その他、地域活性化及び市民サービスに関す る事 | ・市のPR 動画作成(YouTube で公開) など |
| 大塚製菓 (R4.8.25) | (1) 健康づくり推進に関する事。 (2) 熱中症予防に関する事。 (3) 食育推進に関する事。 (4) 災害支援に関する事。 (5) スポーツ振興に関する事。 (6) その他、市民の健康でいきいきとした生活に 資する取組に関する事。 | ・ イベントへの飲食物の提供 ・ 市民向け講演会への後援 など |
| 至学館大学 (R5.6.7) | (1) 地域振興に関する事。 (2) 教育、文化及びスポーツの振興に関するこ と。 (3) 生涯学習の推進に関する事。 (4) 人材の育成に関する事。 (5) 健康づくりに関する事。 (6) その他、相互に連携し、協力する必要が認め られる事項 | ・ 庄原市へのイベントへの学生参加交 流など |
| モンベル (R7.10.23) | (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成 に関する事。 (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関 する事。 (3) 自然体験の促進による健康増進に関するこ と。 (4) 防災意識と災害対応力の向上に関する事。 (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進に よる地域経済の活性化に関する事。 (6) 農林水産業の活性化に関する事。 (7) 高齢者、障害者等の自然体験参加の促進に関 する事。 | ・ モンベルが全国の地域と築くパート ナーシップ「フレンドタウン」登録 ・ フレンドショップの市内展開(予定) など |
| ヴィクトワール (R7.12.3) | (1) スポーツイベント等の開催に関する事。 (2) 観光促進に関する事。 (3) 交通安全教育に関する事。 (4) その他、必要な活動に関する事。 | |

(4) 岡山市の副業・兼業人材を活用した人材の確保施策

～岡山のみらいを創造する、「副業・兼業の戦略マネージャー」～

◆テレワークを活用しながら、民間の独立・副業プロフェッショナルの知見を活かしてプロジェクトを推進することで行政課題を解決

◆職種及びミッション

①教育 DX 推進マネージャー：ICT を活用した、児童生徒の学力向上のための活動を支援

②"脱炭素"に関する事業の推進マネージャー：脱炭素社会の実現に向けたロードマップの策定に関する助言等

③広報活動 推進マネージャー：戦略的な広報活動の推進に向けた提案・助言、作成支援等

④WEB サイトリニューアルディレクション・運用推進マネージャー：WEB サイトリニューアル～運用の支援等

◆勤務条件

勤務時間：月20 時間程度を想定

報酬：日給 25,000 円（交通費別）

交通費：別途支給

勤務地：岡山市(月1 回程度)、テレワークの組み合わせ

大項目: 3 ビルド・アンド・スクラップの徹底

大項目の目標像:効率的・コンパクトに凝縮する一方で、その施策等を充実させる。

中項目:① 関係法人の経営の最適化に向けた体制整備

中項目の目標像:関係法人の経営の安定が図られ、コミュニティビジネスを確立し、地域が活性化する。

所管課:行政経営改革課・管財課

1 現状及び課題

本市では、合併時に旧市町の第三セクターなどをすべて引き継ぎました。

その後、同種目的を持つ法人を再編して、現在では12の第三セクターが事業を行っています。

これらの第三セクターは、地域の産業の活性化や生活環境を改善するための業務を行っていますが、社会情勢が大きく変化する中で、経営状況の悪化などの様々な課題に直面しています。

このため、第三セクター、財産区のあり方を検討し、その方向性に応じた対応と安定した運営ができる仕組みを作ることが必要です。

また、担い手の確保が困難な状況にあり、市と関係団体との協働あり方について、抜本的に再整理する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|----------------|---------------------------|--|----|
| ①第三セクターのあり方の検討 | 全第三セクターのあり方の検討に基づきを再整理する。 | (1)第三セクターが現在実施している事業の必要性の可否を検討 (2)所期の目的を達成した分野、民間ノウハウが成熟した分野等の方向性 ・清算、減資等による民間セクターへの移行を検討する。 ・住民出資のまちづくり会社やNPO法人等への移行を検討する。 (3)継続法人については、経営基盤の強化を行う。 ・同種、同目的の法人間の連携・再編を促し、経営資源の集約による安定的経営と効果的な事業展開を図る。 ・純粋持株会社の設立を検討 ・共同事業体(民法上の組合(民法第667条第1項)又はコンソーシアム)による共同事業(フランチャイズによる企業誘致等)の検討 | |

| 具体的な取り組み | 個別目標 | 取り組み事項等 | 備考 |
|--------------------|---------------------------------|---|--|
| ②早期健全化と専門家の助言体制の確保 | 市の出資比率 50%を超える法人の早期健全化基準該当法人：0社 | (1)顧問契約等専門家による助言を受ける体制を促進する。 (2)独自の基準(右記の「早期健全化基準」)に該当した場合は次の対策を講じ、予防的経営改善に努める。 ただし、出資比率に応じ、関与の手法を個別に検討する。 ア 経営ノウハウを有する機関の助言を仰ぐ イ 早期経営健全化計画を策定 など | 【早期健全化基準】 下記の事項を参考に総合的に判断する。 (1)3期以上連続して当期純損失を計上 (2)流動比率 120%以下 (3)自己資本比率 30%以下 (4)固定長期適合率 100%以上 |
| ③財産区等のあり方の検討 | 財産区等のあり方の検討数：2団体 | 市内の均衡を図るため、財産区のあり方について検討する。 | 財産区設立経緯を十分踏まえて検討する。 |
| ④関係団体との重複事業等の整理 | 見直しが必要な重複事業の整理率：100% | 市と社会福祉法人、自治振興区、庄原 DMO 等との役割分担の考え方の再整理、類似・重複事業の整理 | |

3 参考事項

(1) 県内の出資法人(三セク等)数

25%以上出資している法人又は財政支援を行っている法人数

| | 市名 | 法人数 |
|----|-------|-----|
| 1 | 広島市 | 21 |
| 2 | 三次市 | 11 |
| 3 | 呉市 | 10 |
| 4 | 庄原市 | 9 |
| 5 | 尾道市 | 8 |
| 6 | 福山市 | 6 |
| 7 | 安芸高田市 | 5 |
| 8 | 東広島市 | 4 |
| 8 | 廿日市市 | 4 |
| 10 | 竹原市 | 3 |
| 10 | 府中市 | 3 |
| 10 | 大竹市 | 3 |
| 10 | 江田島市 | 3 |
| 14 | 三原市 | 2 |

(2) 市内第三セクターの一覧（令和6年度経営状況 道後山観光(株)は、決算期の関係上令和5年度）

①市の出資率 50%以上

(単位:千円)

| 名 称 | 主な事業内容 | 資本金 | 市出資額 (率) | 当期純損益 (注①) | 公的財政 支援の額 | 流動比率 | 自己資本 比率 | 固定長期 適合率 |
|-------------------------|----------------------------|---------|--------------------|---|---------------------------|----------|------------|-------------|
| (株)グリーン ウインズ さとやま | 国営備北丘陵 公園の管理 | 100,000 | 60,000 (60.0%) | <u>▲4,372</u> <u>▲3,837</u> <u>▲2,667</u> | 350 県の特定求職者雇 用開発助成金 | 484.1% | 83.1% | 33.0% |
| 庄原市総合 サービス(株) | 保育所、学校調 理場、ごみ袋売 り捌き | 10,000 | 10,000 (100.0%) | 6,154 3,905 6,589 | — | 567.4% | 30.2% | 7.4% |
| (株)庄原市 農林振興公社 | 農作業受託、有 害鳥獣処理施 設運営 | 61,000 | 50,000 (82.0%) | 5,147 3,224 620 | — | 407.5% | 70.5% | 7.9% |
| (株)里山総領 | 学校給食調理 場、道の駅管理 運営 | 13,600 | 10,000 (73.5%) | 3,588 3,759 2,379 | — | 676.6% | 70.7% | 15.5% |
| (株)ニュー東城 | 道の駅管理運 営、温泉・温水 プール管理 | 100,000 | 51,000 (51.0%) | <u>▲10,294</u> 378 <u>▲10,971</u> | — | 450.0% | 78.1% | 1.6% |
| (株)緑の村 | 道の駅、オート キャンプ場管 理運営 | 50,000 | 25,000 (50.0%) | 11,251 8,881 3,800 | — | 587.6% | 74.3% | 6.0% |
| 庄原さとやま ベレット(株) | 木質ベレット の販売 | 37,000 | 20,000 (54.1%) | 3,001 3,557 3,490 | — | 1,547.3% | 93.5% | 0.0% |

※当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4

②市の出資率 50%未満

(単位:千円)

| 名 称 | 主な事業内容 | 資本金 | 市出資額 (率) | 当期純損益 (注①) | 公的財政 支援の額 | 流動比率 | 自己資本 比率 | 固定長期 適合率 |
|--|----------------------------|-----------|-------------------|---|----------------|---------------|--------------|---------------|
| (株)サンヒルズ 庄原 | 宿泊施設管理 運営 | 48,300 | 4,650 (9.6%) | 8,862 <u>▲10,798</u> 4,517 | — | 276.9% | <u>24.8%</u> | 20.6% |
| 西城町産業振 興開発(株) | 商業施設とコ ミュニティ複 合施設の管理 | 97,860 | 45,000 (46.0%) | 1,994 1,839 <u>▲1</u> | 21,573 (注②) | <u>102.3%</u> | 79.2% | 99.9% |
| 道後山観光(株) | スキー場の運 営 | 32,000 | 1,000 (3.1%) | <u>▲8,728</u> <u>▲5,119</u> <u>▲1,666</u> | — | <u>4.0%</u> | <u>16.5%</u> | <u>484.7%</u> |
| (株)帝釈峡遊覧 船 | 遊覧船の経営、 旅客運送事業、 飲食業 | 90,000 | 1,000 (1.1%) | <u>▲1,615</u> <u>▲8,991</u> <u>▲11,368</u> | — | 139.3% | 60.7% | 94.2% |
| 福山リサイク ル発電(株) (R10解散予定、 現在清算法人) | ごみ固形燃料 化の処理、発電 事業 | 1,600,000 | 8,000 (0.5%) | <u>▲116,088</u> <u>▲284,650</u> <u>▲335,641</u> | — | 21,841.3% | 66.3% | 7.3% |

注①：当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4（道後山観光(株)は、上段：R5、中段：R4、下段：R3）

注②：複合施設の公共施設部分に係る維持管理費、固定資産税の減免、民間からの借地部分の借り上げ費

③令和4年度～令和6年度決算において、当期純損失を計上した法人の損失の要因(清算法人を除く。)

ア 市の出資率 50%未満

(単位:千円)

| 名 称 | 主な事業内容 | 資本金 | 市出資額 (率) | 当期純損益 (注①) | 損失の要因など |
|-------------------------|----------------------------|---------|-------------------|---|--|
| (株)グリーン ウインズ さとやま | 国営備北丘陵 公園の管理 | 100,000 | 60,000 (60.0%) | <u>▲4,372</u> <u>▲3,837</u> <u>▲2,667</u> | 初夏からの猛暑、冬季の寒波による公園入場 者数がR5:45万人から40.4万(▲4.6万人)に 減少 飲食、物販等は、物価高騰分の価格転嫁や営 業費用の縮減により前年対比で収支改善がみ られるものの全社人件費や管理経費を賄うに は至らず3期連続の赤字決算となった。 |
| (株)ニュー東城 | 道の駅管理運 営、温泉・温水 プール管理 | 100,000 | 51,000 (51.0%) | ▲10,294 378 ▲10,971 | 繰越利益剰余金(累積赤字)が▲19,239千円 令和6年度に新たな従業員を採用したが、人 件費を補う売上増加に至っておらず大幅な欠 損状況となった。 令和7年度は、自主事業の強化を図り、約 33,000千円増の売上を目標としている。 |

イ 市の出資率 50%未満

(単位:千円)

| 名 称 | 主な事業内容 | 資本金 | 市出資額 (率) | 当期純損益 (注①) | 損失の要因など |
|------------------|----------------------------|--------|-------------------|--|---|
| (株)サンヒルズ 庄原 | 宿泊施設管理 運営 | 48,300 | 4,650 (9.6%) | 8,862 ▲10,798 4,517 | R5は、退職金の支払いほか、丘陵公園での収 益が前年度比▲8,620千円に転じ、損失計上 となったが、R6は販売費及び一般管理費の縮 減及び令和6年1月末をもって、公園事業か らは撤退により一定の経営改善がみられた。 R7は、コンサルによる経営支援を実施してい る。 |
| 西城町産業振 興開発(株) | 商業施設とコ ミュニティ複 合施設の管理 | 97,860 | 45,000 (46.0%) | 1,994 1,839 ▲1 | センターコートの半分が空き店舗となっており、 作品展等の催事場に活用している。 セグメント別経常損益状況 ・市公共施設部門 ▲11千円 ・商業施設管理部門 2,423千円 ・直営(移動販売等)部門 ▲121千円 |
| 道後山観光(株) | スキー場の運 営 | 32,000 | 1,000 (3.1%) | <u>▲8,728</u> <u>▲5,119</u> <u>▲1,666</u> | 近年の暖冬の影響を受け、営業日数の減少に 伴う売上高の減少 令和5年度は、営業日数0日 |
| (株)帝釈峡遊覧 船 | 遊覧船の経営、 旅客運送事業、 飲食業 | 90,000 | 1,000 (1.1%) | <u>▲1,615</u> <u>▲8,991</u> <u>▲11,368</u> | コロナ終息からの回復の伸び悩みや円安の恩 恵がほぼ皆無であり、乗船客数の伸び悩み。 令和8年度は、遊覧船乗船料の料金改定、大 型集客イベント(6,000人が1週間滞在)が神 石高原町で開催 |

注①: 当期純損益は、上段: R6、中段: R5、下段: R4 (道後山観光(株)は、上段: R5、中段: R4、下段: R3)

④専門家の助言体制(国の財政支援制度)

●地域活性化起業者制度を活用した専門人材の派遣 (1) 制度の概要

地域活性化起業者

① 企業派遣型 (H26～) ※H26～R2は「地域おこし企業人」
 ② 副業型 (R6～) / シニア型 (R7～)

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業的方式(副業型/シニア型)**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業(または社員)の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村 (1,375市町村)
 (企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

地域活性化起業者の推移

| 年度 | 企業 | 自治体 | 企業派遣型 | 副業型 | 合計 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| H26 | 15 | 22 | 98 | 177 | 177 |
| R2 | 95 | 148 | 258 | 499 | 499 |
| R3 | 188 | 395 | 368 | 951 | 951 |
| R4 | 252 | 618 | 44 | 914 | 914 |
| R5 | 330 | 775 | 44 | 1,149 | 1,149 |
| R6 | 390 | 439 | 44 | 871 | 871 |
| R7 | 390 | 439 | 44 | 871 | 871 |

民間企業

A 三大都市圏に所在する企業
 B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

○要件
 ・自治体と**企業**が協定を締結
 ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など

○特別交付税
 ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5)
 ② 受入れの期間中に要する経費 (**上限590万円/人**) ※R7年度より引き上げ
 ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5)

【副業型/シニア型(退職した個人)】

○要件
 ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など

○特別交付税
 ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5)
 ② 受入れの期間中に要する経費 (報酬等 **上限100万円/人** + 旅費 **上限100万円/人** (合計の上限200万円/人))
 ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5)

協定締結

○任期 6か月～3年
 ○活動例
 ・観光振興
 ・自治体・地域社会DX
 ・地域産品の開発 等

令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
 - しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**
- ② アドバイザーの**派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体における予算計上不要(地方公共団体金融機構が負担)。**

事業概要(支援分野)

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX
 - (AI(生成AI含む)・RPAの利活用の推進、消防防災DXを含む)
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

事業実績

| R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 |
|------|------|------|-------|-------|
| 555 | 723 | 929 | 1,131 | 1,437 |

※地方公共団体からの申請件数

(3) 財産区について

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第四章 財産区

〔財産区の意義及びその財産又は公の施設〕

第 294 条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

〔財産区の運営〕

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

② 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

■地方自治法第 296 条の 5 の解説（第一法規出版：注釈地方自治法）

本条は、財産区運営の基本原則を明定するとともに、財産区とその所在する市町村（特別区）との間の調整措置について規定したものである。財産区は、町村合併を円滑に推進するために、妥協の産物として便宜的に認められたという沿革をもつ制度である。財産区の財産または公の施設は、当該地域住民の福祉を増進するように運営されるべきであることは当然であるが、財産区が市町村内の独立団体となって、所在市町村全体の一体性をそこなわないようにすることを財産区運営の基本原則として要請している。

■庄原市・比婆郡 5 町・総領町合併協議会 合併協定に関する資料（抜粋）

I-5 財産及び債務の取扱い

1. 1 市 6 町の所有する財産（比和町所有の山林を除く）、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
2. 比和町所有の山林は、次のとおり取り扱う。
 - (1) 比和町の所有する山林（公園指定地域の山林及び共有林を除く）は、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたる。
なお、当該山林にかかる分収林契約については、財産区に引き継ぐ。
 - (2) 当該山林にかかる負債については、比和町が合併前に一括償還するものとし、財産区運営のため、合併時に基金を設置する。
 - (3) 公園指定地域の山林及び共有林は、新市に引き継ぐ。
3. 庄原市下原財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。
※下原財産区は、明治 22 年の下原村と山内東村の合併により設置

中項目:② 公共施設の最適管理と再配置

中項目の目標像:施設を集約しながら、地域で必要とするサービスを提供し続けられる体制を整える。

所管課:管財課

1 現状及び課題

庄原市は、広大な面積の中に多くの公共施設や道路があり、その施設の多くは老朽化しており、すべてを修理・維持し続けるには非常に多額の費用が必要です。

このため、平成 28 年 3 月（令和 6 年 3 月改定）に「庄原市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総延床面積を 20 年間で 25%縮減を目標としましたが、達成状況が明確になっていません。

今後、各地域に「本当に必要な施設は何か」を見直し、足りない機能は近隣地域の施設を活用することで対応し、限られた予算で市民のニーズに応える必要があります。

また、本市は、公共施設の維持や整備に関する基金現在高(貯金)が他市と比較して非常に少ない状況です。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|------------------|--|--|----|
| ①庄原市公共施設等総合管理計画 | 総延床面積を 20 年間で 25%縮減 (維持管理手法等の見直しにより、維持管理費が縮減できた施設は、当該削減費用の割合を床面積縮減として算入する。) | (1)総合管理計画及び個別計画について、コンパクトシティの方針に基づき、必要な改定を行うとともに、年次計画を定め公表し、着実に実行する。 【見直しの視点】 ア 旧市町の地域枠にとらわれず、各地域の必要な機能を維持確保しつつの全市的視点から公共施設の最適配置を検討 イ 市域を跨る公共施設の広域利用についても検討 ウ 道路施設、下水道施設の後年度負担、将来需要を再評価し、実施中の事業を含む全ハード事業について、統一的な基準により再検証し、休止、規模の縮小、集約を行う。 エ インフラ設備(橋梁を含む。)を対象施設として掲載する。 オ P F I の導入積極的に検討 カ 既存市道及び市道認定基準の見直しを検討 (2)個別管理計画を市民に周知し、実行に向けての理解を得るよう取り組みを行う。 | |
| ②普通財産(未利用財産)の処分等 | | (1)普通財産の減額・無償譲渡、貸付を積極的に推進するため制度・運用の改正を検討 ア 自治振興区、公共的団体への譲渡 イ 市が定める基準に該当する新規事業者への貸付 ウ 民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の高度利用の促進 (2)市が管理する普通財産の維持管理費の縮減 | |

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|------------------|---|---|--|
| ③管理業務へのデジタル技術の活用 | 設備導入費用と施設維持管理費との比較で費用対効果が見込まれる全貸館施設への導入 | (1)ドローン等、ICT技術を活用したインフラの点検の積極的な調査検討 (2)電子申請、スマートロックを活用した貸館業務の無人化(呉市、鳥取県米子市他) | スマートロックについては、施錠ボックスに物理キーを収納した簡易スマートロックも検討する。(宮崎県都城市) |

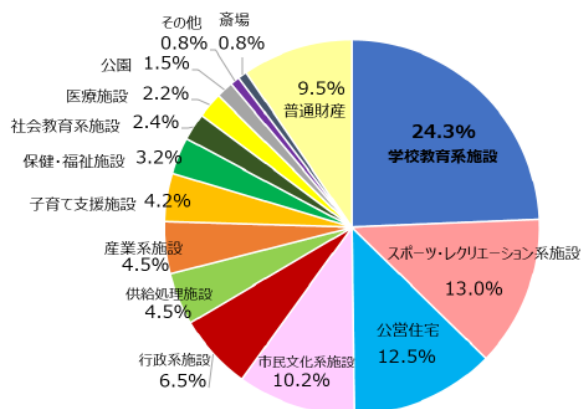
※施設使用料の見直しは、大項目5、中項目2歳入確保へ掲載

3 参考事項

◆ 庄原市公共施設等総合管理計画 平成28年3月策定(抜粋)

計画期間:平成27年度から令和16年度までの20年間

■施設分類別延床面積割合



| 施設分類 | 延床面積 (㎡) | 割合 |
|------------------|------------|-------|
| 学校教育系施設 | 93,741.01 | 24.3% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 49,941.05 | 13.0% |
| 公営住宅 | 48,030.73 | 12.5% |
| 市民文化系施設 | 39,214.65 | 10.2% |
| 行政系施設 | 25,121.37 | 6.5% |
| 供給処理施設 | 17,328.09 | 4.5% |
| 産業系施設 | 17,236.11 | 4.5% |
| 子育て支援施設 | 16,141.17 | 4.2% |
| 保健・福祉施設 | 12,201.70 | 3.2% |
| 社会教育系施設 | 9,051.06 | 2.4% |
| 医療施設 | 8,512.91 | 2.2% |
| 公園 | 5,653.84 | 1.5% |
| その他 | 3,155.60 | 0.8% |
| 斎場 | 3,010.08 | 0.8% |
| 普通財産 | 36,717.07 | 9.5% |
| 合計 | 385,056.44 | 100% |

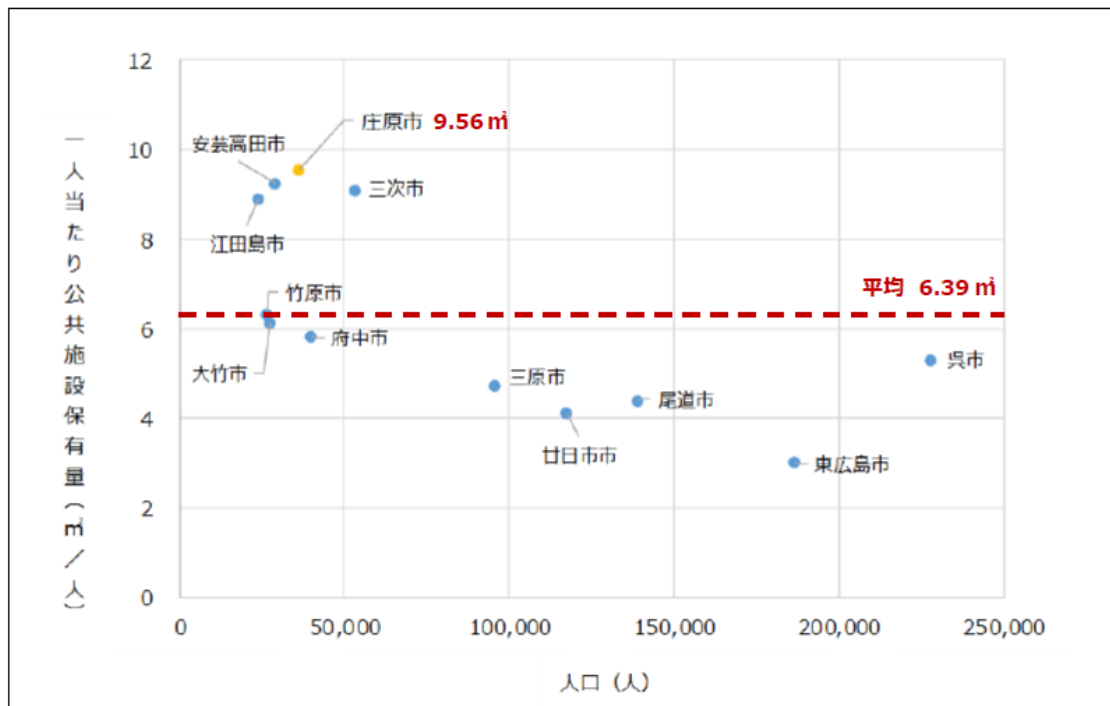
※データは令和5年3月31日時点

(4) 市民一人当たりの施設延床面積

本市の公共施設の市民一人当たりの延床面積は、約 9.6 m²となっており、県内他市（町を除く）と比較すると、市民一人当たりの延床面積が最も大きいのは本市でした。

平成 17 年に 1 市 6 町が合併し広大な面積（約 1,246.49 k m²）となったことや、人口規模に対し多くの施設が配置されていることも、市民一人当たりの延床面積が多い要因となっています。

■市民一人当たりの公共建築物延床面積（m²/人）



目標 総延床面積を 20 年間で 25%縮減します。

●将来更新費用の試算額（計画策定時点）…約 31 億円/年（40 年間で 1,250 億円）

※現在保有するすべての公共建築物（約 37 万 m²）を維持した場合。

●現状の更新費用（平成 25 年度実績額）…約 18 億円/年（40 年間で 720 億円）

※将来更新費用の試算額の 57.6%。

人口推移を踏まえると、少子高齢化や人口減少に伴い、税収の減少や扶助費等の支出増加が見込まれ、将来的に投資的経費の増額が見込めないことから、現状の更新費用で維持していくためには、総延床面積を 40 年間で 42.4%（約 16 万 m²）縮減する必要があります。

計画期間の 20 年間では、25%（約 9.4 万 m²）縮減することを目標とします。

◆ 県内他市の公共維持整備施設に関する令和5年度末基金残高 (単位:百万円)

(各市で所有する公共施設の状況が異なるため一律に判断できませんが、整備・維持管理への備えの目安となります。)

現在高/標準財政規模の順で並べ替え

| 市名 | 現在高 | 現在高/標準財政規模(%) | 基金名称 |
|-------|--------|---------------|---|
| 三次市 | 2,497 | 11.10% | 道の駅基金、市営住宅整備等基金、都市基盤整備基金、診療所基金、庁舎整備基金、公共施設等整備基金 |
| 福山市 | 12,278 | 10.86% | 大規模事業基金、公共施設維持整備基金 都市開発基金、教育環境整備基金 |
| 東広島市 | 5,062 | 10.09% | 都市基盤整備基金、文化体育施設建設基金 公共施設総合管理基金 |
| 竹原市 | 791 | 9.76% | 都市基盤整備基金、市立図書館建設基金 |
| 三原市 | 2,535 | 9.08% | 大規模事業基金 |
| 安芸高田市 | 826 | 6.76% | サッカー公園管理運営基金、たかみや湯の森管理基金 清流園施設改修基金、消防施設整備基金 市有住宅管理運営基金、学校施設整備基金 |
| 廿日市市 | 2,050 | 6.56% | 公共施設等整備基金、市営住宅事業基金 |
| 江田島市 | 467 | 5.21% | 学校施設整備基金、公共施設整備基金 |
| 尾道市 | 1,829 | 4.93% | 都市基盤整備事業基金、観光施設整備基金、学校教育施設整備基金、庁舎整備基金、復旧・復興基金 |
| 大竹市 | 353 | 4.37% | 大竹会館基金、市営住宅基金 |
| 府中市 | 357 | 2.96% | 学校教育施設整備基金、公共施設維持整備基金 |
| 呉市 | 1,507 | 2.66% | 体育振興基金 |
| 広島市 | 3,175 | 0.89% | 都市整備事業基金、原爆ドーム保存事業等基金 広島市民球場基金、サッカースタジアム基金 |
| 庄原市 | 5 | 0.03% | 学校施設整備基金 |

◆ 民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の高度利用の促進

- ・企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される
- ・平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」(PFI法)の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度(※1)や、地方公共団体が実施している民間提案制度(※2)は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度

「PPP/PFI事業民案提案推進マニュアル」より

(参考)

| | ※1:PFI法6条に基づく民間提案 | ※2:PFI法に基づかない民間提案 |
|--------------|---|---|
| 目的・概要 | 民間事業者が、公共に代わってPFI事業の詳細な案(特定事業の案、VFM評価・計算書等)を提案する。 民間事業者が実施方針案を作成・提案 → 公募 → 事業者選定 | 公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につなげる。 提案 → 検討開始 → 構想策定 → 公募 → 事業者選定 |
| 提案に係る民間の事務負担 | 大 | 小～中 |
| 公共の事務負担軽減 | 効果大 | 効果あり |

■ 出典:「PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビュー」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁

中項目:③ 事業の選択と集中

中項目の目標像:PDCA サイクルの実行により、効果的な事業にリソースを最適配分する。

所管課:行政経営改革課・経営戦略課

1 現状及び課題

市では、事業が効果的に実施をされたか評価する行政評価を実施しています。

しかしながら、行政の事業は、明確な成果の基準設定が難しいため、評価の妥当性が不確かであること、また、外部委員の評価で見直し等の評価となった事業についても、現行どおり事業が継続されているものも多く、客観的なデータに基づく評価による「行政評価制度」を再構築する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|--------------------------|---|--|----|
| ①行政評価制度の見直し | 行政評価委員評価の予算編成への反映率： ●% <u>県内他市の実績を参考に設定</u> | 行政評価事業実施要綱の改正による抜本的制度の見直しを実施 (1)長期総合計画の施策体系に基づいた評価 (2)評価項目の見直し (3)「市の一体的な発展」及び「共創」の評価視点 (4)客観的データに基づく成果指標の設定 (5)客観的な数値のみでは測れない中長期的な社会的価値(福祉的視点)の評価の視点も考慮 (6)外部評価と異なる対応とする場合は、対応を決定した理由を付して公表 (7)行政評価制度との予算査定連携強化 (8)AI チャットボット評価委員会による市民意向調査【再掲】 | |
| ②前例にとらわれない事務事業の見直し・終了の評価 | 持続可能な財政運営プラン(仮称)での健全化額の達成 | (1)政策的事業についても評価を行う。 (2)他市の見直し事例を参考に不断の見直しを実行する。 | |

3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第12条：

(施策の評価と公表)

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとする。

◆ 庄原市の行政評価事業(平成 26 年5月開始)

(1) 趣旨

庄原市の行政評価は、市が実施している事務や事業について「住民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果は得られているか」などの視点をもって評価・検証するもので、PLAN(企画立案)、DO(実施)、CHECK(点検)、ACTION(改革改善)というマネジメントサイクルのCHECK(点検)に相当します。

行政は、通常、新規事業の計画段階に事業の必要性や手法などを検討しますが、行政評価は事後に実施するものであり、実施した事業を多様な視点から評価・検証し、その結果を次年度以降の事業実施に活かしていく手段のひとつです。

したがって、行政評価は、新たな事業を「する・しない」ではなく、既存事業について「続ける・やめる」又は「見直す(拡大・縮小)」ことについての判断材料となります。

(2) 段階的評価

行政が実施する事業は、民間の場合とは異なり「負担(納税)」＝「受益」とならない場合もあるため、実施者、負担者、受益者等、様々な立場の視点で偏りのない評価を行う必要があります。

| 評価段階 | | 評価手順 |
|-------|----------------------|---|
| 第1次評価 | 自己評価 (所管課による評価) | 担当者評価シート作成→所管課長評価 |
| 第2次評価 | 参考意見の聴取 (市民視点の評価) | ・ブラモニ(インターネットを利用した市民意見) ・本支所で評価シートを供覧し、市民意見を聴取 |
| | 外部評価 (市民視点の評価) | 評価委員会による評価 |

(3) 評価項目

| 評価項目 | 評価視点 |
|------------|--|
| 優先度 | 分野別政策の中での優先度はどうか。 |
| 認知度 | 事業対象者及び対象者以外の市民が事業を認知しているか。 成果・効果も情報提供されているか。 |
| 有効性 | 費用に対し、有効な成果があがっているか。 |
| 受益者満足度 | 利用者(対象者)が満足しているか。 |
| 市民(納税者)納得度 | 受益者負担・事業に要する費用や効率性について、受益者以外の市民が納得できる事業であるか。 |
| 代替性 | 市が実施すべきか。協働の余地がないか。他の実施主体に類似事業はないか。 |
| まちづくり基本条例 | 「市民が主役のまちづくり」の趣旨に沿い市民活動・団体活動を促進する事業形態であるか。 |

(4) 令和6年度実施の行政評価対象事業における令和7年度の対応

| 番号 | 評価事業名称ほか | 評価の視点 | 担当課 評価 | 行政評価委員会の評価 | 次年度以降の取組計画 |
|----|--|--|-----------|------------|---|
| 1 | 【事業名】 住民告知放送事業（庄原市告知 端末初期設定等補助金） | 音声で災害などの緊急情報を告知することが できるため、地域住民や事業所などで働く 人の安心安全を守ることや、行政情報などの タイムリーな告知により、住民の利便性向上 にも繋がっている。 告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、 光回線の初期費用の補助を行うことは、 告知端末の設置の促進につながっているが、 現行の制度は、転入者や新規事業者に限られ た制度となっているため、補助対象者は減少 している。本要綱による補助実績とその効果 を踏まえ、今後の事業のあり方について意見 を求める。 | 終了 | 終了 | 現行どおり |
| | 【所管】 総務部行政管理課 | | | | |
| | 【実施期間】 令和2年度～令和7年度 | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 354千円 | | | | |
| 2 | 【事業名】 庄原市買物弱者対策支援事業 | 移動販売事業者への補助金等の交付が事業 者の事業継続を支援し、高齢者・障害者等の 買物支援および見守り活動の促進を図ること ができています。現行の実施要綱が令和6年度 末で補助期間が終了するため、補助事業の継 続を検討するにあたり、意見を求める。 | 現行 どおり | 拡充 | 補助金等交付要綱の改正を行い、終期を令和9 年度末まで延長した。また、令和7年度以降は、 見守り活動をより充実させることを目的に、要綱 に定める見守り活動の実施回数を増回するととも に、見守り活動奨励金の額を増額し、移動販売事 業者が実施する見守り活動および移動販売車の購 入に対して、引き続き支援を継続する。 移動販売車の更新にかかる費用負担について は、移動販売事業者の更新計画および市場価格等 の把握に努め、引き続き、移動販売事業者の経営 の持続性につながるよう検討する。 |
| | 【所管】 生活福祉部社会福祉課 | | | | |
| | 【実施期間】 令和4年度～令和6年度 | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 1,440千円 | | | | |
| 3 | 【事業名】 庄原市公衆無線LAN管理運営事業 | 整備当時(平成18年度)では、庄原市内にブ ロードバンドが整備されている地域が限定的 であったため、ブロードバンドが整備される までに未整備地域を緊急的にブロードバンド 環境を提供することによる、情報リテラシー の向上が目的であった。 現在では、市内全域に超高速情報通信網が 整備されており、公衆無線LAN事業を引き続い て運営する必要性は希薄になっている。 | 終了 | 終了 | ホームページや施設への掲示物などにより、公 衆無線LANサービスの終了について周知し、併せて 「Hiroshima Free Wi-Fi」などの代替サービスへ の転換を促す。 また、一部の公共施設でのネットワーク環境の 必要性については、施設の利用実態や活用方法の 情報収集をしながら、整備の方向性について研究 を行う。 |
| | 【所管】 企画振興部企画課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成18年度～ | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 531千円 | | | | |
| 4 | 【事業名】 生ごみ処理機器購入補助金 | 循環型社会の形成や、燃えるごみの処理体 系の整備などに向け、燃えるごみの減量化は 非常に重要なものとなっている。生ごみ処理 機器の利用は燃えるごみの減量化に大いに資 するものであり、より一層の普及を図るべき であると考えます。 | 現行 どおり | 現行どおり | 家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化 を図るため、引き続き当該事業を継続する。 燃えるごみの減量化により、ゼロカーボンシ ティの実現につながるCo2の排出削減に取り組み、 持続可能な社会の実現に向け、貢献する。 コンポストと電動処理機の購入価格差に係る補 助金額の設定については、引き続き検討する。 |
| | 【所管】 環境建設部環境政策課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成17年度～ | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 232千円 | | | | |

| 番号 | 評価事業名称ほか | 評価の視点 | 担当課 評価 | 行政評価委員会の評価 | 次年度以降の取組計画 |
|----|------------------------------|---|-----------|--|--|
| 5 | 【事業名】 庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業 | 過疎化・少子高齢化により、高齢者と地域のつながりが希薄化するとともに、見守り等の地域における互助力に格差が生じつつあるなかで、本事業は高齢者の孤独死及び引きこもり防止、生活不安を解消するために必要性の高い事業と考えるため、現行どおりとすることについて、意見を求める。 | 現行どおり | 現行どおり 孤独死をはじめとした高齢者に関する諸問題を解消するため、単身高齢者世帯の見守りを実施する本事業は、高齢化が進む現状にあつては、重要な事業として位置づけられる。地域や事業者等の多様な主体と連携し、現行のとおり事業を継続する必要がある。一方で、巡回相談員の負担不足や負担感が課題となっているため、研修の充実化や訪問件数の多い巡回相談員の報酬費増額等の対応を検討いただきたい。 | 拡充 庄原・西城・比和・総領地域においては、連絡協議会を設置し、研修会を開催することにより、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員の資質向上を図っている。地域格差が生じないよう、連絡協議会未設置の東城・口和・高野地域において、令和7年度の設置を目指し、研修の充実化を図っていく。 (R7：12,189千円) (R6：11,937千円) |
| | 【所管】 生活福祉部高齢者福祉課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成17年度～ | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 11,702千円 | | | | |
| 6 | 【事業名】 繁殖用和牛造成推進事業補助金 | 飼料価格の高騰や子牛価格の下落により農家経営は圧迫され続けており、さらに農家の高齢化による後継者不足など、広島県の和牛産地である本市の繁殖和牛農家数の減少は深刻な問題となっている。農家数の減少は繁殖雌牛頭数の減少に直結することから、農家経営の維持には計画的な更新と保留、経営基盤の強化には規模拡大による増頭が必要であり、飼養に要する農家負担の軽減を図るためにも本施策は重要であることから、現行どおりの事業実施に向け意見を伺う。 | 現行どおり | 現行どおり 本市のブランドを牽引する比婆牛をはじめとした和牛の維持につながる本補助金の役割は大きく、今後も継続実施していく必要がある。農家の高齢化、飼料価格の高騰と子牛価格の下落といった社会情勢の変化に応じつつ、農家数並びに繁殖雌牛頭数の維持に向け、本補助金も含め多面的な視点で農家への支援を検討いただきたい。 | 現行どおり 繁殖雌牛頭数の減少が懸念されるが、本事業を継続することで農家の飼養意欲の向上を図り、本市和牛生産の維持・拡大といった生産基盤の強化を図る。 また、本市のブランド和牛肉「比婆牛」の出荷頭数増加に向け、比婆牛振興に関する支援策の活用促進を図り、比婆牛素牛生産体制の強化・充実に向けた取り組みを継続する。 (R7：11,000千円) (R6：11,000千円) |
| | 【所管】 企画振興部農業振興課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成17年度～令和6年度 | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 9,990千円 | | | | |
| 7 | 【事業名】 楽笑座管理運営事業 | 楽笑座は、平成15年に市民活動の中から、まちなかの賑わいづくりや市民団体の活動拠点として整備要望がなされ、平成17年に市が国の補助金を活用して整備したものである。当初、飲食提供と交流事業の実施を想定し、設置及び管理条例においても「テナントミックス」の考え方が盛り込まれているが、施設も老朽化しており、「テナントミックス」を実現する事業者の参入は見込めない。平成27年度から市民交流サロンラッキーの機能を「楽笑座」に移し、現状、特定の市民活動団体の支援にとどまっているが、現行の設置目的に沿った施設運営の必要性を考える。 | 現行どおり | 現行どおり 市民会館等の整備が進んだことで、楽笑座の利活用が減り、当該事業の目的である市街地の賑わい創出やテナントミックスを達成することは難しい状況にある。加えて、施設の老朽化が進行しており、さらなる利活用が進むとは考えにくい。一方で、施設の管理運営を業務委託から直営に変更後も少数ではあるが継続利用している団体等があることから、現行どおりの管理運営により地域における施設の利活用を図りつつ、徐々に事業の縮小を検討されたい。 | 現行どおり 楽笑座の事業のうち、主に「にぎわい活動及び文化活動の発表等に利用する施設の管理運営に関する事業」に取り組み、市民活動の場としての利便性を確保しつつ施設の維持管理に努める。 (R7：2,029千円) (R6：1,745千円) |
| | 【所管】 企画振興部商工観光課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成17年度～ | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 1,141千円 | | | | |
| 8 | 【事業名】 危険建物除却促進事業補助金 | 老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果が見られる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画（第2期計画）においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、居住環境を改善していく必要がある。 空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を拡充し実施することについて意見を求める。 | 拡充 | 拡充 今後も増えゆく空き家の対策として、本補助金は対象物件の所有者が解体をするきっかけとなるものであり、大変有効であると考えられる。さらなる空き家対策のため、少なくとも老朽危険建築物として認定された全ての物件の解体に対し、当該補助金を交付できるように、予算措置の拡充を検討されたい。 | 現行どおり 老朽危険空き家の除却を促進するため、予算額の引き上げを検討する。 また、近年の工事費の上昇を鑑みて補助率、補助額等の制度内容についても見直しを検討する。 (R7：3,600千円) (R6：3,600千円) |
| | 【所管課】 環境建設部都市整備課 | | | | |
| | 【実施期間】 平成28年度～令和8年度 | | | | |
| | 【令和5年度事業費】 3,600千円 | | | | |

大項目：4 持続可能な業務執行体制の構築

大項目の目標像：人口減少社会においても安定的な業務が執行できる体制を構築

中項目：① 支所機能の改編

中項目の目標像：市民の利便性及び各地域の特性を踏まえた本庁支所の最適な組織を確立

所管課：経営戦略課

1 現状及び課題

本市では、合併以来、広大な区域面積を考慮した支所機能の維持を基本として、旧町ごとに総合支所を設置してきました。

しかしながら、合併から20年が経過し、人口減少が進む中において市職員の確保が厳しい状況にあります。

このため、市民の利便性に配慮しつつ、DXの更なる推進や郵便局等の連携による支所機能の改編を行う必要があります。

支所の改編にあたっては、支所に求められる役割を再検証し、コミュニティや関係団体と協働しながら、地域を「共創」していく支所の体制づくりが必要と考えます。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|-------------------|--|--|--|
| ①支所機能の改編 | 定員マネジメントプランに定める支所職員数を達成しつつ、安定的な支所業務を運営できる体制を構築 | 支所に求められる機能、あり方を総合的に検討し、支所機能の抜本的見直しを行う。 (1)次の点を考慮し、支所業務の一部を本庁に集約することを基本とした支所機能の改編 ア 受付業務（受付以降の処理を除く。）(注①)、地域振興業務(注②)、防災業務は、全支所での業務執行を継続することを基本とする。 イ AIの活用や民間との連携等により、市民の利便性を維持向上することを基本とする。 ウ 本庁支所間の「リモートでの窓口対応」による申請支援・相談業務の実施【再掲】 エ 自治振興区・郵便局等と連携した地域運営体制の構築 (2)一律の総合支所方式を見直し、地域に必要な機能に応じた方式(総合支所・支所)(注③)への改編 (3)自治振興区との連携による“地域のハブ機能”の強化【再掲】 | 【特記留意事項】 ・災害対応については、平時の勤務場所にとらわれず柔軟な応援体制を構築し、必要な体制を確保 ・一定期間に事務量が集中する業務（確定申告、大規模イベントなど）については、全庁対応による業務執行体制を確保 |
| ②土木技術職、福祉専門職の最適配置 | | (1)専門職員の配置は、本庁又は統括的機能を有する支所への集約配置を検討 | |

3 参考事項

注①：受付事務：戸籍等窓口業務（旅券申請等一部を除く）、補助金申請の受付、許認可申請、施設の利用申請、福祉関係申請手続の受付などの事務

注②：地域振興業務：地域課題の把握や地域住民・自治振興区との連絡調整、地域コミュニティ支援などにかかる業務

注③：総合支所：通常の支所に比べ、より広い範囲の事務を担う支所の形態

支所：複数分野（戸籍事務・地域振興・防災など）の行政事務を行う市役所の機関

(1)安芸高田市の支所見直し（広報あきたかた 令和8年2月号）

一人一人に寄り添う これからの地域拠点のかたち

これからも安心して暮らし続けられる地域であるために、支所や文化センターの役割をあらためて見つめ直す時期を迎えています。取り残される人のいないよう、一人一人を大切にしたい体制づくりを目指します。

支所・文化センター組織見直しのポイント

| 強化 | 効率化 | 段階的に統合 |
|---|---|---|
| 人口減少や高齢化を見据え、地域の声を丁寧に聞き取り、地域団体の活動を支える体制を強化します。 | 行政事務の窓口業務を整理・見直すことで、新たな取り組みに人員や時間を充てられる体制をつくります。 | 一度に大きく変えるのではなく、状況を確認しつつ少しずつ進めます。 |
| 2026年4月～ | 2026年10月～ | 2028年4月～ |
| 地域に寄り添う拠点づくり | 身近な場所で行政書類の発行を | 気軽に相談できる文化センターに |
| 各町に集落支援員を配置 | 窓口業務を郵便局へ委託 | 文化センターを核として業務を統合 |
| 住民の皆さんにとって「拠りどころ」「寄りどころ」と感じられる地域拠点を目指します。 | 現在各支所で行っている窓口業務 ・行政事務(証明書発行など) ・行政手続きなどの申請書類受付 | [現在各施設が担っている業務] |
| 集落支援員(八千代町) 吉村 美樹さん 地域行事や女性消防団の活動に参加し、地域のつながりの大切さを実感。町内4つの地域振興会や行政と連携し、住民の声に寄り添いながら課題解決に取り組んでいます。世代を超えてつながることができる町にしていきたいです。 | 市内郵便局に委託(市内15か所) 2025年10月から実証事業をしており、2026年10月から委託業務の範囲を拡大していきます。 | 支所業務 ●困り事などの相談対応 ●相談事業の共有 ●地域振興会その他の地域団体の活動支援 ●災害時の支所対応職員との統合 文化センター業務 ●文化センター施設の利用受付 ●文化センター施設の管理 ●社会教育事業の運営 図書館業務 ●図書の貸し出し、レファレンス業務 ●文化センター施設の管理 |
| 集落支援員を募集しています 応募はこちら | | 文化センターに統合 支所・文化センター・図書館職員を文化センターに集約(支所長・集落支援員も配置)。 |

Q&A

Q. 文化センター統合後の災害時の体制は？
A. 現状と同様に、各支所20人体制を維持します。

Q. ニュースで支所を廃止するようなことを聞いて、不安になりました。
A. 支所を廃止するわけではありません。文化センターに集約し、地域の「拠りどころ」「寄りどころ」としての機能を強化します。

皆さんの声を聴く対話集会を開催する予定です。詳細は決まり次第お知らせします。

図政策企画課 地方創生推進係 ☎お太助フォン 42-5612

2026.2 5 広報あきたかた

(2)郵便局への市役所窓口の委託について

郵便局事務取扱法（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）は、郵便局において、住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの事務を取り扱わせることができるようにするための手続等を定めている法律です。

地方公共団体は、普通郵便、特定郵便局の窓口において、次の10種類の事務の全部又は一部について、委託することができます。

- 1 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し
- 2 地方税の納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 3 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 4 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- 5 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- 6 マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 7 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 8 マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等
- 9 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 10 印鑑登録の廃止申請の受付

(3)中国地方類似市の本庁集約率の状況資料

（整理中）

中項目:② 人材育成の推進

中項目の目標像:限られた人員で効果的な行政サービスを提供できる人材の育成・確保できる組織を形成

所管課:総務課

1 現状及び課題

本市は人材育成基本方針を定め、職員育成に取り組んできましたが、早期退職などで職員が減少し、業務を教え合う時間（OJT）が取りにくくなっています。

業務も複雑で多様化しており、特定の人々の知識や経験に頼るリスクを高めている状況にあります。

デジタルや福祉の専門人材も確保が難しくなっており、成長できる環境づくりと、公正な人事評価の活用で育成・定着を進める必要があります。

また、職員自らが学び直し（リスキリング）ができる機会を充実する必要があります。

さらに、市の一体的な発展のためには、職員全員が庄原市全体の奉仕者であることを自覚し、各部署の円滑な連携により、職員の一体感の醸成を図ることも必要です。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 将来像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|-----------------------------|----------------------------|--|--|
| ①庄原市人材育成基本方針・実施計画の見直しの検討 | 基本方針・実施計画の見直し | (1)「人材育成基本方針」及び「同実施計画」の着実な実施 (2)職員が自ら学ぶ意識を醸成するための取り組み ・自己申告研修の要件の緩和 ・資格取得助成制度の導入の検討 ・職員を講師とした庁内研修の実施 ・大学院派遣等の検討 (3)人事異動後に速やかにスキルを習得するため、研修機会を確保 (4)職員間の連携を促進し、企画立案から政策提言に至るまでのプロセスを包括する、新たな研修機会を導入 (5)実践力の研鑽に重点を置き、OJTの主軸となる管理・監督職の能力向上を促す人材育成を推進 (6)受験資格要件の見直しや情報の可視化などによる広報活動の強化を通じた採用活動の充実 (7)職員が生き生きと働きながら成長できる職場環境の整備 | ・「人材育成基本方針」の見直しにあたっては、総務省の研究会「人材育成・確保基本方針策定指針に関する報告書(令和5年9月)」の内容に留意する。 |
| ②人事評価制度の見直し（育成・処遇・組織成果への接続） | 人事評価結果の反映：一般職員の昇給及び勤勉手当に反映 | (1)能力や成果が人事管理や処遇へ適切に反映される人事評価制度の構築 (2)人事評価の給与等への反映 (3)職員のニーズに応じた評価制度の構築 | |
| ③専門職やデジタル人材など専門人材の安定確保 | 専門人材の確保 | (1)「DXShip ひろしま」(注①)等の県の主導する枠組みを活用した人材確保 (2)広域都市圏・県境周辺市町と連携した人材確保の枠組みの創設を検討 (3)採用試験における学校推薦選考枠の導入を検討 | |

3 参考事項

注①：DXShip ひろしま：広島県内のDXを効果的に進めるため、県と市町が協働でDXに関する取組を進めるとともに、情報システム人材を共同で採用・育成・活用する枠組み

①庄原市人材育成基本方針(別冊)

②人事評価制度の給与等への反映について

ア 総務省通知

令和6年12月26日 地方公共団体における人事評価結果の活用について

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものである。

1 人事評価結果の活用について

（中略）

人事評価は、地方公務員制度において能力主義や成績主義を実現するための手段であり、例えば、その運用にあたって、勤勉手当の支給や昇給等において、人事評価の結果を反映させずに一律に行うことなどは、法の趣旨に反する場合があることから、速やかな是正を図る必要があります。（後略）

イ 県内他市の人事評価制度の給与等への反映状況(令和7年4月1日時点)

| 市名 | 一般職員の昇給に反映 | 一般職員の勤勉手当に反映 | 備考 |
|-------|------------|--------------|----|
| 広島市 | ● | ● | |
| 呉市 | ● | ● | |
| 竹原市 | | | |
| 三原市 | ● | ● | |
| 尾道市 | | ● | |
| 福山市 | ● | ● | |
| 府中市 | ● | ● | |
| 三次市 | | | |
| 庄原市 | | | |
| 大竹市 | ● | ● | |
| 東広島市 | ● | ● | |
| 廿日市市 | | | |
| 安芸高田市 | | | |
| 江田島市 | | | |

中項目:③ 定員マネジメントプラン【仮称】の策定

中項目の目標像:本市の特性を踏まえつつ、中長期的視野に立った職員数を設定、安定的かつ効果的な行政運営の基盤を確立する。

所管課:経営戦略課

1 現状及び課題

本市では、究極の行政改革ともいえる合併による効果として、第1期及び第2期の行政経営改革大綱期間において職員数の削減に取り組み、目標を上回る削減を達成してきましたが、複雑多様化する行政ニーズ、頻発化する災害対応、新たな事務事業への対応のため、職員数の確保が大きな課題となっています。

将来にわたり安定的に行政サービスを提供するために、適正な職員数の確保と組織体制の整備・見直しが必要となっています。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 目標像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|-----------------------------|-----------------------|--|--|
| ①定員マネジメントプラン【仮称】による適正職員数の確保 | 令和12年度 末職員数: ●人 | <p>安定的かつ効果的な行政運営の基盤を確立するため、定員マネジメントプラン【仮称】を策定し、適正な職員数を確保する</p> <p>(1) 次の点を考慮しつつ職員定数のマネジメントを行う。</p> <p>ア 広大な面積、低い人口密度等の本市の特性</p> <p>イ 住民サービスの維持</p> <p>ウ 災害への対応等</p> <p>エ 将来の本市の人口推移</p> <p>オ 類似団体との比較</p> <p>カ 組織の柔軟性が確保できる定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発事象への対応 ・人材育成、属人化の回避とノウハウ継承 ・内部統制（チェック機能）の確保 ・職員の長期休業等欠員への対応 <p>(2)定員のマネジメントは、合理的根拠に基づき各年度の目標定数を設定するとともに、最適配置を行う。</p> <p>(3)社会情勢に柔軟に対応するため、計画期間中であっても随時計画の見直しを行う。</p> | <p>・「定員マネジメントプラン【仮称】と「人材育成基本方針」との統合も検討</p> |

中項目:④ 働き方改革の推進

中項目の目標像:職員一人ひとりのウェルビーイング(注①)を確保しつつ、生産性を高める働き方を実現する。

所管課:総務課・行政経営改革課

1 現状及び課題

限られた人的資源の中で、住民サービスの質を維持・向上していくためには、各職員が高いモチベーションを保ちながらパフォーマンスを発揮できる働き方を実現する必要があります。

2 具体的な取り組み

| 小項目 | 将来像 | 取り組み事項等 | 備考 |
|-------------------|---------------------|--|----|
| ①ウェルビーイング(注①)の実現 | 特定事業主行動計画の各目標達成 | (1)カスタマーハラスメント対策の充実 (2)開庁時間短縮による業務改善等の検討時間の確保と勤務時間の適正化 (3)多様な勤務形態の導入を検討 (4)本庁舎における打合せスペース確保などの職場環境の整備 | |
| ②職員からの改善提案の積極的な採用 | 提案採 用数:年2 件以上 | 職場環境改善に関する職員提案制度の創設 (1)随時受付 (2)無記名による提案 | |

3 参考事項

注①:ウェルビーイング:単に身体の健康のみならず、精神面・社会面も含めた良好な健康状態や幸福感を指す概念